

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務」に係る落札者の決定及び契約締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号（以下、「法」という。））に基づき、民間競争入札を行った「西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務」（以下、「本業務」という。）については、次のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

○落札者の決定について

1. 落札者の名称

株式会社サイオー

2. 落札金額

338,800,000円（税抜）

（注）業務委託期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

3. 落札者決定の経緯及び理由

「西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務民間競争入札実施要項」に基づき入札参加者（2者）から提出された企画書について、業務の実施に必要な要件が満たされていることを確認した。

落札者決定については、令和2年2月20日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った上記の者を落札者とした。

4. 落札者における本業務の実施体制及び実施方法の概要

業務は、株式会社サイオーが行うが、一部業務については再委託を行う。

業務の実施に当たっては、実施要項で示された仕様に基づき業務を遂行し、最低水準を確保するとともに、企画書による質の確保に関する提案内容を反映した業務を遂行する。

○契約締結について

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4

株式会社サイオー 代表取締役 橋本 一憲

2. 契約金額

372,680,000円 (うち消費税額及び地方消費税額33,880,000円)

3. 本業務の実施期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

4. 本業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 業務内容

西ヶ原研修合同庁舎管理・運営業務については、研修施設として良好な環境を維持するために、以下の各業務を適切に行うこととする。

1) 点検等及び保守業務

イ. 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務

(イ) 機械設備運転監視業務

(ロ) 電気設備運転監視業務

ロ. 機械設備保守点検業務

(イ) 冷暖房設備等点検整備

(ロ) フィルター洗浄業務

(ハ) 冷却塔循環水ほか水質検査業務

(ニ) 煤煙等測定業務

(ホ) 貯水槽等清掃業務

(ヘ) 汚水槽等清掃業務

(ト) 飲料水水質検査業務

ハ. 昇降機保守業務

二. 電気設備保守点検業務

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務

(ロ) 受変電設備点検整備

(ハ) 電気設備点検整備

(ニ) 電話設備保守業務

(ホ) 電気時計設備保守業務

(ヘ) 放送設備保守業務

(ト) 中央監視設備(電気設備状態監視・警報、照明状態監視)保守業務

(フ) 防犯・入退室管理設備保守業務

(リ) 情報表示設備保守業務(ヌ) 監視カメラ設備保守業務

- (ル) 駐車場管制設備保守業務
- (ヲ) 誘導支援設備（インターホン・呼出表示）保守業務
- (ウ) 映像音響設備（映像音響設備・音響設備・教室モニター設備）保守業務

ホ. 消防用設備等保守点検業務

ヘ. 建具保守点検業務

ト. 執務環境測定業務

- (イ) 空気環境測定業務

- (ロ) 照度測定業務

チ. 建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律に基づく点検業務

2) 植栽及び緑地等管理業務

3) 清掃等業務

4) 警備等業務

(2) 実施に当たり確保されるべき質

本業務を通じて、良好な環境を維持するため、施設を総括的に管理し、施設管理業務等を定期的かつ継続的に実施することにより、衛生環境の維持及び施設環境全体の整備、保全の確保を行い、快適な施設利用を可能とすること。

1) 衛生環境の確保

研修生及び職員に実施する「施設アンケート」の点数（普通以上の回答が80%以上であること）

※研修終了時及び半期毎（職員）に実施。点数は、満足度を図る数値であり満足度は、「満足」、

「ほぼ満足」及び「普通」に該当する回答の割合を集計（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）するものとする。

2) 品質の維持

本業務の不備に起因する西ヶ原研修合同庁舎における研修業務の中断回数（0回）

※研修の中断とは、研修（講義等）が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。

本業務の不備に起因する空調停止、停電及び断水の発生回数（0回）

3) 安全性の確保

本業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数（0回）

※怪我とは、病院で治療を要する程度の怪我をいう。

5. 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、本業務請負者が講ずべき措置

(1) 報告等について

1) 業務計画書の作成と提出

本業務請負者は、点検等及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務及び警備等業務の各業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで毎年度の業務計画書を作成し、提出すること。

2) 業務報告書の作成と提出

本業務請負者は、点検等及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務及び警備等業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成し、提出すること。

イ. 本業務請負者は、作業日報を毎日作成することとし、施設管理担当者に毎日提出しその確認

を受けること。

ロ. 本業務請負者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の平日に施設管理担当者に提出すること。

ハ. 本業務請負者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には、前閉庁日とする。）までに、当該事業年度に係る年間総括報告書を施設管理担当者に提出すること。

ニ. 本業務請負者は、財務省大臣官房会計課及び施設管理担当者の求めに応じ、本業務の実施状況やその他質の確保に関して、書面または質疑応答形式により報告すること。

3) 検査・監督体制

本業務請負者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

イ. 監督職員

財務省大臣官房会計課管理室 課長補佐（管理第4係担当）

財務省大臣官房会計課管理室 管理第4係長

ロ. 検査職員

財務省大臣官房会計課管理室 技術専門官

財務省大臣官房会計課監査室 監査第1係長

(2) 調査の協力

合同庁舎の管理官庁である財務省、入居官庁である厚生労働省及び人事院は、本業務請負者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、本業務請負者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は本業務請負者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。立入検査する財務省、厚生労働省及び人事院の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを本業務請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示等

財務省、厚生労働省及び人事院は、本業務請負者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、本業務請負者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

本業務請負者は、本業務に関して財務省、厚生労働省及び人事院が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には法第54条により罰則を適用する。

(5) 業務の引継ぎ

本業務を実施する請負者の変更があった場合には、変更前後の請負者間で業務内容について引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、財務省に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。業務引継ぎに必要な経費は、変更前の請負者の負担となる。電子媒体の提出にあたっては、Microsoft Office Word または Microsoft Office Excel 形式とし、提出直前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

(6) 契約に基づき本業務請負者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

- イ. 本業務請負者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ロ. 本業務請負者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め財務省の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

- イ. 本業務請負者は、本業務の実施に当たって、当施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ロ. 本業務請負者は、当施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

本業務請負者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

4) 宣伝行為の禁止

- イ. 本業務請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- ロ. 本業務請負者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

5) 法令の遵守

本業務請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

6) 安全衛生

本業務請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

7) 記録・帳簿書類等

本業務請負者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本事業を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8) 権利の譲渡

本業務請負者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

9) 権利義務の帰属等

- イ. 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、本業務請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- ロ. 本業務請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予め財務省の承認を受けなければならない。

10) 契約によらない自らの事業の禁止

本業務請負者は、本業務の対象施設において、財務省、厚生労働省及び人事院の許可を得ることなく自ら行う事業又は財務省、厚生労働省及び人事院以外の者との契約（財務省、厚生労働省及び人事院との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

11) 取得した個人情報の利用の禁止

本業務請負者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は財務省、厚生労働省及び人事院以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

12) 再委託の取扱い

- イ. 本業務請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ロ. 本業務請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- ハ. 本業務請負者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で財務省、厚生労働省及び人事院の承認を受けなければならない。
- ニ. 本業務請負者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ホ. 本業務請負者は、上記ロ及びハにより再委託先に業務を実施させる場合は、全て本業務請負者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、本業務請負者の責めに帰すべき事由とみなして、本業務請負者が責任を負うものとする。

13) 契約内容の変更

本業務請負者及び財務省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

14) 設備更新等における本業務請負者への措置

財務省は、次のいずれかに該当するときは、本業務請負者にその旨を通知するとともに、本業務請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- イ. 設備を更新、撤去又は新設するとき。
- ロ. 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき。
- ハ. 職員の変動等により業務量に変動が生じるとき。

15) 契約解除

財務省は、本業務請負者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ. 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- ロ. 法第 10 条の規定により入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ. 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ. 上記ハに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ. 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ヘ. 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

- ト. 本業務請負者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- チ. 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- リ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

16) 契約解除時の取扱い

- イ. 上記 15) に該当し、契約を解除した場合には、財務省、厚生労働省及び人事院は本業務請負者に対し、当該解除の日まで本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。
- ロ. この場合、本業務請負者は、所定の金額を違約金として財務省の指定する期間内に財務省、厚生労働省及び人事院に納付しなければならない。
- ハ. 財務省、厚生労働省及び人事院は、本業務請負者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、契約書で定めるところの所定の延滞金を納付させることができる。
- ニ. 財務省、厚生労働省及び人事院は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、財務省、厚生労働省及び人事院から本業務請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

17) 不可抗力免責

本業務請負者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

18) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、本業務請負者と財務省が協議するものとする。

6. 第三者に対する損害賠償に関し本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、本業務請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次のとおりとする。

- (1) 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は本業務請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 本業務請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、本業務請負者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(以上)